また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の可能な限り上層階に移動することも考えられる。一方、鉄筋コンクリート造の堅牢な建物では可能な限り上層階に移動することも適切な避難行動であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六・七　（略）

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六・七　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

○環境省告示第二十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示を廃止する告示を次のように定める。

令和八年五月二十一日

環境大臣　石原　宏高

次に掲げる告示は廃止する。

一　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十九年九月環境省告示第八十三号）

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示（令和元年十一月環境省告示第三十号）

附　則

この告示は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百二十三号

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第五条第一項、第六条第三項及び第十条第五項の規定に基づき、令和八年における静態調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　調査の期日

令和八年十月一日とする。

二　調査票の様式

1　病院票は、別記様式一によるものとする。

2　一般診療所票は、別記様式二によるものとする。

3　歯科診療所票は、別記様式三によるものとする。

三　調査票の提出期限

令和八年十一月二十七日とする。